

A区域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、
亀山市、伊賀市、名張市）用

三重県飲食店時短要請協力金【第3期】

（令和3年6月1日～令和3年6月20日）

【申請受付要項】

【受付期間】

令和3年6月21日（月）から同年8月6日（金）まで

※C区域（四日市市）の店舗とまとめて申請する場合は、C区域の受付期間に申請してください。

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

郵送のみ受付 令和3年8月6日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請協力金【第3期】事務局 宛

※他の申請書類と分別するため、宛先は必ず「三重県飲食店時短要請協力金【第3期】
事務局」としてください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

2 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

①三重県庁のホームページからダウンロード

(https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00008.htm)

②郵送にて請求（上記宛先へ請求、令和3年7月16日（金）までの受付（消印有効））

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。



【お問い合わせ先】

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-2247

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月20日（金）17時まで

※必ずお読みください※

- 1 今回の飲食店時短要請協力金【第3期】に関する申請は、1事業者につき1回限りとなります。
- 2 区域により、要件、支給金額等が異なりますので、複数の区域で飲食店等を営業している場合は、それぞれ該当区域の申請受付要項をご確認いただき、まとめて申請してください。(第1号様式は1枚、その他は店舗ごとに作成して申請)
- 3 令和3年度に実施する三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県集客施設時短要請協力金、三重県酒類販売事業者等支援金及び三重県観光事業者支援金と本協力金は重複して申請することはできません。
- 4 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 5 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象店舗の時短営業の取り組みに係る実施状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 6 必要書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いすることになります。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行いますのでご理解ください。
- 7 三重県からの要請に対して協力をいただいた事業者として、店舗名を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。
- 8 協力金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

本要項において、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市を「A区域」と表記します。

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が再拡大する中、5月7日に「まん延防止等重点措置」の本県への適用が決定され、県内の飲食店を運営する事業者の皆様へ、営業時間の短縮等（以下「時短営業等」という。）への協力を要請しました。

まん延防止等重点措置の適用以降、新規感染者数は減少傾向がみられたものの、病床占有率は高く、医療体制に負荷がかかる状態は続いており、当初5月31日を期限としていたまん延防止等重点措置の適用期間が6月20日に延長されました。（6月14日に特に重点的に措置を講じる区域を変更）

県の要請に応じて、時短営業等の対象となる店舗（以下「対象店舗」という。）の時短営業等に全面的にご協力いただける飲食店事業者の皆様に対して、「三重県飲食店時短要請協力金【第3期】（以下「協力金」という。）を支給します。

■対象店舗

- ・県内で通常時に20時を越えて営業する飲食店
 - ・県内で通常時に20時を越えて結婚式（披露宴や二次会等を含む）を開催する結婚式場（ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式を行う場合も含む）
- ※6月1日～6月13日の期間のみ

■要請期間（支給対象期間）

令和3年6月1日（火）から同年6月20日（日）まで

■本要項における対象地域

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市（本要項において「A区域」と表記します）

※A区域以外の市町は本要項とは別に申請受付要項がありますので、該当する区域の申請受付要項を参照してください。

■要請内容（時短営業等とは）

(1) 6月1日（火）～6月13日（日）

- ・20時までの営業時間の短縮（20時から翌日午前5時までの営業の休止）
※営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない
- ・カラオケ設備の利用を行わない
- ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること

(2) 6月14日（月）～6月20日（日）まで

- ・20時までの営業時間の短縮（20時から翌日午前5時までの営業の休止）
※営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可

- ・カラオケ設備の利用を行わない
- ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること

■支給額

6月1日～6月13日分と6月14日～20日分をそれぞれ算定し、合算してください。

(1) 売上高方式【中小企業・小規模企業（個人事業主含む）】

令和2年又は令和元年の6月の1日当たりの飲食業売上高（税抜き）に係数（6月1日～6月13日分は「0.4」、6月14日～6月20日分は「0.3」）を乗じて得られた金額につき、1千円未満を切り上げて得られた金額を時短要請に応じた日数1日当たりの支給単価とします。

なお、1日当たり支給単価の上限は、6月1日～6月13日分：10万円、6月14日～20日分：7.5万円とし、下限は6月1日～6月13日分：3万円、6月14日～20日分：2.5万円とします。

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

【算定方法】

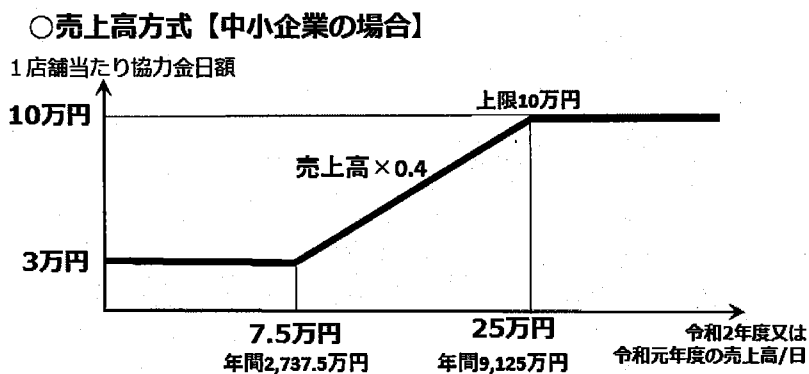
令和2年又は令和元年の6月の売上高÷30日

＝令和2年又は令和元年の6月の1日当たりの売上高

① 6月1日～6月13日分

上記の1日当たりの売上高が

- ・ 75,000円以下：一律3万円×時短日数（13日）
- ・ 75,000円超～25万円：1日当たりの売上高×0.4×時短日数（13日）
- ・ 25万円超：一律10万円×時短日数（13日）

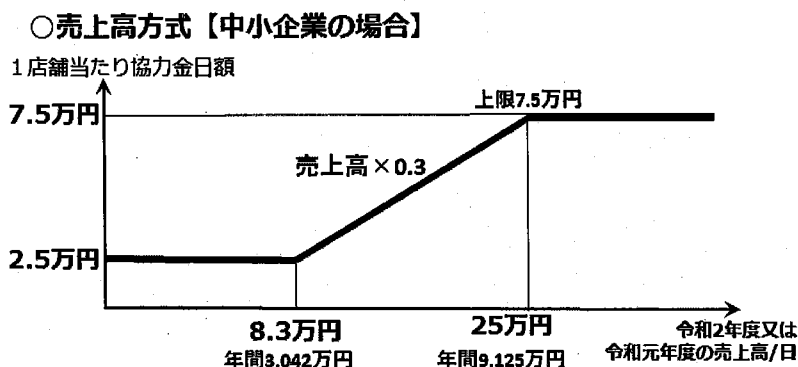


		令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日

② 6月14日～6月20日分

上記の1日当たりの売上高が

- ・83,333円以下：一律2.5万円×時短日数（7日）
- ・83,333円超～25万円：1日当たりの売上高×0.3×時短日数（7日）
- ・25万円超：一律7.5万円×時短日数（7日）



		令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高		
		～8.3万円	8.3～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日

(2) 売上高減少額方式【大企業】※中小企業等においてもこの方式を選択可

令和2年又は令和元年の6月の1日当たりの飲食業売上高（税抜き）から時短要請月（令和3年6月）の1日当たりの飲食業売上高を控除して得られた金額に0.4を乗じて得られた金額につき、1千円未満を切り上げて得られた金額を、営業時間短縮要請等に応じた日数1日当たりの支給単価とします。

なお、1日当たり支給単価の上限は、6月1日～6月13日分は下記①、6月14～6月20日分は下記①又は②のいずれか低い額とします。

①20万円

②令和2年又は令和元年6月の1日当たり飲食業売上高に0.3を乗じた額につき、1千円未満を切り上げて得られた額

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

【算定方法】

(令和2年又は令和元年6月の売上高÷30日) - (令和3年6月の売上高÷30日)
×0.4 ※上限あり

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業においても この方式を選択可	令和2年又は令和元年の6月の1日あたりの売上高と 令和3年6月の1日あたりの売上高を比較した 売上高減少額×0.4（上限20万円または前年度もしくは前々年度の 1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額）
---	---

※但し、対象店舗を複数有する場合は、要請期間中、県内の全ての対象店舗の時短営業の実施が必要。

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者等（以下「申請者」という。）とします。

※事業者の範囲については、参考を参照してください。

参考 P. 16

- 1 県内に対象店舗を有し、営業時間・営業内容等の店舗の運営について決定権を有するものであること。
 - ・飲食店としての営業実態があること
 - ・宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は除きます。（対象店舗の支給額の算定においては、これらの売上高は除いてください。）
- 2 時短要請の全期間・全店舗において、時短営業等に全面的に協力したこと。
 - ・全面的に協力とは、時短要請の全期間・全店舗において、時短営業等に協力いただくことをいいます。（期間により要請内容等が異なりますのでご注意ください。）
なお、営業時間の短縮に替えて、終日休業していただく場合や、営業時間の短縮と休業を組み合わせて実施していただく場合も対象となります。
 - ・対象店舗を複数有する場合は、全ての対象店舗で時短営業の実施が必要です。1店舗でも時短営業にに応じていただけなかった場合、協力金の申請要件を満たさないこととなり、全ての対象店舗において協力金が支給されませんのでご注意ください。
 - ・時短営業等とは、以下のことをいいます。
 - ①6月1日～6月13日
 - ・20時までの営業時間の短縮（20時から翌日午前5時までの営業の休止）
営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可
 - ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない
 - ・カラオケ設備の利用を行わない
 - ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること
 - ②6月14日～6月20日
 - ・20時までの営業時間の短縮（20時から翌日午前5時までの営業の休止）
営業時間の短縮に替えて終日休業とすることも可
 - ・カラオケ設備の利用を行わない
 - ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること
- 3 令和3年5月31日以前から食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効であること

※なお、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のほか、店舗を営業するうえで必要な許可等がある場合は、それら全ての許可等についても同様の状態である必要があります。

4 令和3年5月31日以前から、通常（時短営業開始前）の営業終了時刻が20時を越えていること

※通常営業終了時刻が対外的に広く周知されていることが必要です。

5 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと

■協力金の申請に必要な書類等の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

① 三重県庁のホームページからダウンロード

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00008.htm



② 郵送にて請求（申請書類送付先へ請求、令和3年7月16日（金）までの受付）

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

■申請書類

以下の書類全てを準備し、提出してください。

なお、提出書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。
※複数の区域で飲食店等を営業する場合は、第1号様式を1枚、その他は店舗ごとに作成して申請してください。

※C区域（四日市市）の店舗とまとめて申請する場合は、C区域の受付期間に申請してください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

<申請に必要な書類> ※詳細は別表1を参照してください。 別表1 ……P10～P13

1	三重県飲食店時短要請協力金（第3期）支給申請書兼請求書【第1号様式】	10	店舗の内観写真（○）（※2）
2	時短営業実施店舗【別紙①】	11	本人確認書類の写し（○）（※2）
3	店舗ごとの協力金支給申請額計算書【別紙②（A区域）】	12	通帳の写し（○）（※2）
4	誓約書【第2号様式】	13	【売上高方式の場合】

5	提出書類チェックシート	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年又は令和元年の確定申告書の写し(※2) ・令和2年又は令和元年6月分売上台帳(省略不可) 【売上高減少額方式の場合】 ・令和2年又は令和元年の確定申告書の写し(※2) ・令和2年又は令和元年6月分売上台帳(省略不可) ・令和3年6月分売上台帳(省略不可)
6	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し(※1)	
7	通常の営業時間が分かる資料の写し(○)(※2)	
8	時短営業を実施したことが分かる貼り紙の写し又は同貼り紙を貼付した店舗写真(○)	
9	店舗の外観写真(○)(※2)	

(○) 貼付台紙に貼り付けて提出してください。

(※1) 第1期及び第2期提出分の有効期間に第3期の要請期間が含まれている場合は省略できます。

(※2) 新規申請者のみ提出してください。第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。

■本協力金の申請受付期間および申請方法

1 申請受付期間

令和3年6月21日(月)から同年8月6日(金)まで

※いずれも消印有効

※複数の区域で飲食店等を営業している場合はまとめて申請してください。

※C区域(四日市市)の店舗とまとめて申請する場合は、C区域の受付期間に申請してください。

2 申請方法

申請書類の提出は、郵送のみ受け付けます。

※持参による申請は一切受け付けできませんので、予めご了承ください。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請協力金【第3期】事務局 宛

※他の申請書類と分別するため、宛先は必ず「三重県飲食店時短要請協力金【第3期】事務局」としてください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターバックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。

※確認のための連絡が取れない場合や追加書類が三重県の指定する期限内に提出されない場合は、協力金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

■支給の決定

審査の結果、適正と認められたときは協力金を支給します。

※協力金の支給は、申請内容の確認が取れたものから順次行います。

■通知

審査の結果、協力金を支給する又は支給しない旨の決定をしたときは、支給又は不支給に関する通知を発送します。

■支給の取り消し

協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。

■公表について

時短要請にご協力いただいた店舗は、その店舗名を三重県ホームページにて市町別に公表します。

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

■問い合わせ先

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-2247

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月20日（金）17時まで

提出書類一覧	
申請様式	1 ◆三重県飲食店時短要請協力金（第3期）支給申請書兼請求書 【第1号様式】 ※第1号様式は、訂正不可のため、書き間違えた場合は改めて書き直してください。
	2 ◆時短営業実施店舗 【別紙①】 ※該当区域の用紙を使用してください。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。
	3 ◆店舗ごとの協力金支給申請額計算書 【別紙②（A区域）】 ※期間によって支給日額が異なりますので、6月1日～6月13日分と6月14日～6月20日分の2枚を作成してください。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分をそれぞれ該当区域の用紙を使用して作成してください。 ※売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを提出してください。
	4 ◆誓約書 【第2号様式】 ※必ず、申請者本人が自署してください。ゴム印は認められません。
	5 ◆提出書類チェックシート 全てのチェックが入っていることを確認したチェックシートが必要です。 ※提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。
店舗に関する添付書類	6 ◆飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し 原則として申請者本人名義の許可証が必要です。 ※第1期及び第2期提出分の有効期間に第3期の要請期間が含まれている場合は省略可能です。 （別紙③含む） ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※公安委員会が発行する社交飲食店営業許可証は不可です。 ※申請者本人名義と異なる場合は、申請者と飲食店（喫茶店）営業許可証の名義が異なる場合の理由書【別紙③】と合わせて業務委託契約書等、関係性を公的に証明できる書類が必要です。 詳細は相談窓口へお問い合わせください。
	7 ◆通常の営業時間が分かる資料の写し 〈貼付台紙1〉 時短営業前から、通常の営業時間を対外的に広く周知しているものをいいます。

三重県庁舎 〇階 南〇〇〇〇〇〇〇〇号

住 所
 営業所
 番 号
 氏 名

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった
 飲 食 店 営 業 について
 食品衛生法第52条の規定により次の条件
 をつけて許可します。

令 和 〇 年 〇 月 〇 日

三 重 県 〇 〇 保 健 所 長 〇 〇 〇


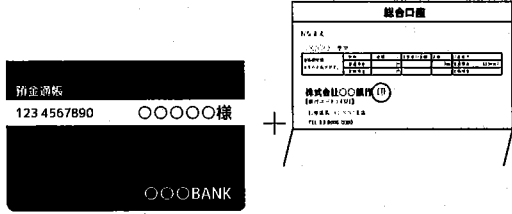
条 件

有効期間 令 和 〇 年 〇 月 〇 日 から
 令 和 〇 年 〇 月 〇 日 まで

飲 食 店 営 業 許 可 証 申 請 書 添 付 書 類 申 請 書 類 申 請 書 類

有効期間に6月1日～6月20日が含まれていること。

	<p>例) 営業時間が記載された店舗看板の写真 営業時間が記載されたメニュー表の写し 営業時間が記載された店舗のチラシ又はホームページの印刷 …等</p> <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可) ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※6月1日～6月20日に新規開業の場合は、時短営業終了後の営業時間の分かるものを添付してください。</p>	
8	<p>◆時短営業を実施したことが分かる貼り紙の写し 又は 当該貼り紙を貼付した店舗写真 〈貼付台紙2〉 時短営業を実施したことを対外的に広く周知したもの(三重県作成の貼り紙、自作の貼り紙等)をいいます。</p> <p>※以下の項目が記載されていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①三重県の要請に応じたこと ②実施期間 ③通常の営業時間 ④時短営業期間中の営業時間(又は休業していること) ⑤酒類の提供(持込を含む)を行わないこと【6月1日～6月13日のみ】 ⑥カラオケ設備の利用を行わないこと ⑦店舗名 ⑧店舗住所 <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可) ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※写真の場合は、貼り紙の内容が分かるものを添付してください。</p>	
9	<p>◆店舗の外観写真 〈貼付台紙3〉 以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①店舗全体 ②店舗名 <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可) ※令和3年6月1日以降に撮影したものを添付してください。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>	<p style="text-align: center;">*お願い*</p> <p>店舗の様子や状態は、添付された写真をもとに確認します。写真は複数枚添付いただいても構いませんので、分かりやすい写真の添付をお願いします。</p>
10	<p>◆店舗の内観写真 〈貼付台紙4〉 以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①店内全体 ②飲食スペース 	

	<p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可)</p> <p>※令和3年6月1日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
11	<p>◆本人確認書類の写し 〈貼付台紙5〉</p> <p>申請者(法人の場合は代表者)本人の運転免許証等を提出してください。</p> <p>※運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、必ず、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 …等</p>  <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可)</p> <p>※住所変更があった場合は、必ず、変更後の現住所が確認できる部分の写しも提出してください。(例: 運転免許証のウラ面)</p>
12	<p>◆通帳の写し 〈貼付台紙6〉</p> <p>通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可)</p> <p>※必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <p>オモテ面</p> <p>1・2ページ目</p> <p>①金融機関名 ②支店名 ③口座番号 ④座名義人(漢字、フリガナ)</p> 
13	<p>【売上高方式の場合】</p> <p>令和2年又は令和元年の6月分の売上高を元に協力金の金額を算出します。</p> <p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書(別表一)」 ※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可) 「法人事業概況説明書(2枚〈両面〉)」の写し(個人事業主の場合は所得税の申告書B(第一表)の写し) ※新規申請者のみ要提出。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略可) 確定申告書と同じ年の6月分の売上台帳(省略不可) ※売上台帳には、年月や、売上高の合計額とその内訳(月ごとの売上額)を明確に記載してください。 <p>※複数の店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>

申請者に関する添付書類

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-2247

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年8月20日（金）17時まで

参考

中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）とは

1 申請要件中の「中小企業・小規模企業」とは、「中小企業基本法」（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）における「中小企業者の範囲」および「小規模企業者」とし、具体的には次のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下	5人以下
⑤小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

2 特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人などについては、基本財産額・出資金等、常時雇用する従業員数から中小企業・小規模企業と同等とみなせるかどうかで判断します。

※飲食業と他の事業を実施している場合は、飲食業のみの売上高が分かるようにしてください。また、テイクアウトやデリバリーの売上高は対象外となりますので、支給額の算定から除いてください。

■新規開業の場合の提出書類

〔令和2年6月2日～令和3年5月31日までに開業した場合〕

開業日から令和3年5月31日（第1期からの継続申請は4月25日まで、第2期からの継続申請は5月8日）までの売上高を元に協力金の金額を算出します。

○提出書類

- ・「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等の届出書」
※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）
- ・開業日から令和3年6月末までの売上台帳（省略不可）

〔令和3年6月1日以降に開業した場合〕

協力金の額は、6月1日～6月13日は日額30,000円（6月14日～6月20日に開業した場合は、25,000円）です。

○提出書類

- ・「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等の届出書」

【売上高減少額方式の場合】

令和2年又は令和元年の6月分の売上高と令和3年6月分の売上高を比較した売上高減少額を元に協力金の金額を算出します。

○提出書類

- ・令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書（別表一）」
※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）
- ・「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し（個人事業主の場合は所得税の申告書B（第一表）の写し）
※新規申請者のみ要提出。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略可）
- ・確定申告書と同じ年の6月分の売上台帳（省略不可）
- ・令和3年6月分の売上台帳（省略不可）
※売上台帳には、年月や、売上高の合計額とその内訳（月ごとの売上額）を明確に記載してください。
※複数の店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。
※飲食店と他の事業を実施している場合は、飲食店のみの売上高減少額が分かるようにしてください。

※提出書類の記載内容が不鮮明の場合は、差し替えを求めます。

※申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

令和 3 年 月 日

三重県飲食店時短要請協力金【第3期】支給申請書兼請求書

三重県知事 あて

次のとおり三重県飲食店時短要請協力金【第3期】の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。本協力金の支給決定後は、下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

1 申請者

次のいずれかにチェックを入れ、申請者情報を記入してください。

：三重県時短要請協力金（第1期又は第2期）に申請済み

：今回新規申請・三重県時短要請協力金（第1期及び第2期）に申請しない

申請者情報(いずれかに)	法人	フリガナ														
		法人名														
		フリガナ														
		申請における代表者役職・氏名														
		本店所在地	〒													
		法人番号														
		担当者 ※1											資本金	万円		
		連絡先 ※2	電話番号											従業員	人	
		メールアドレス											@			
	個人事業主	フリガナ														
		氏名														
		自宅住所 ※3	〒													
連絡先 ※2		電話番号											@			
	メールアドレス											@				

※1) 本申請に関して問い合わせ対応ができる方を記載してください。

※2) 日中、確実に連絡が通じる電話番号を記載してください。

※3) 本人確認書類と同じ申請者本人の住所を記載してください。

※様式第1号は、訂正不可のため、書き間違えた場合は改めて書き直してください。※

2 郵便物の送付先 ※申請書類に不備がある場合は補正通知を送付しますので、郵便物の受取りが可能な住所・あて名を記載してください。(上記と異なる場合のみ)

住所	〒
あて名	

3 協力金支給店舗数

店舗数 店

4 時短営業を実施した店舗の内訳

別紙①に記載した通りです。

※別紙①を使用し、時短営業を実施した店舗につき1枚作成してください。

5 店舗ごとの支給額

店舗ごとに【別紙②：店舗ごとの協力金支給申請額計算書】を作成し、店舗名及び支給額を記入してください。

No.	店舗名	区域の別 (いずれかに○)			店舗ごとの支給額
		A区域	B区域	C区域	
1					000円
2					000円
3					000円
4					000円
5					000円
6					000円
7					000円
8					000円
9					000円
10					000円

A区域：四日市市

B区域：桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

C区域：A・B区域以外の市町

飲食店時短営業実施店舗

申請者名
(法人名又は個人)

別紙①

店舗についての情報 ※1								
フリガナ								
店舗名								
店舗所在地	〒							
通常の営業時間 ※2	月曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日	
	火曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日	
	水曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日	
	木曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日	
	金曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日	
	土曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日	
	日曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 定休日	
時短営業期間中の営業時間 ※3	6月1日 (火)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月2日 (水)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月3日 (木)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月4日 (金)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月5日 (土)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月6日 (日)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月7日 (月)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月8日 (火)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月9日 (水)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月10日 (木)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月11日 (金)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月12日 (土)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月13日 (日)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
	6月14日 (月)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業
6月15日 (火)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業	
6月16日 (水)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業	
6月17日 (木)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業	
6月18日 (金)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業	
6月19日 (土)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業	
6月20日 (日)	<input type="checkbox"/> 時短営業	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 休業	

※1) 複数の対象店舗を有する場合は、この様式をコピーして各店舗分を作成してください。
 ※2) 時短営業前の通常の営業時間を記載してください。
 ※3) 時短営業期間中の営業時間を記載してください。20時以降デリバリーやテイクアウトのみとした場合は、その部分の営業時間を除外して記載してください。終日休業した場合又は定休日の場合は、休業にチェックを入れてください。

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。
 ※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。
 ※売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを提出してください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

【A区域 6/1~6/13分】

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
 支給額等を必ずご確認くださいのうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式】

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ

令和元年又は令和2年いずれかの6月の売上高の合計は、2,250,000円（1日当たり75,000円）を越えますか？

売上高減少額方式をご利用ください

いいえ又は不明

※令和2年6月2日以降に開業の場合は「新規開業店特例」へ

令和元年又は令和2年いずれかの6月と令和3年の6月の売上高減少額が750万円（1日当たり25万円）を超えている場合は、売上高減少額方式も選択可能です。

30,000円 ×	時短協力日数 (13日)	日	=	当該店舗の支給額	円

※定休日・休業日も支給対象です。

上記内容で申請します

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。

令和元年又は令和2年6月の売上高	令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上単価
① 円	② 円

① ÷ 30 日 × 0.4 = ②

千円単位切上

令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上単価
③ 円
【上限10万円】

令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上単価	時短協力日数 (13日)	日	=	当該店舗の支給額	円
③ 円	④ 日			⑤ 円	

※定休日・休業日も支給対象です。

上記内容で申請します

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄 (□) のみ入力可能です。

※□のセルで「チェック」と入力して変換すると、□が☑になります。

※課税事業者の場合は売上高は全て**税抜き**で記入してください。

【別紙② (A区域 6 / 14 ~ 6 / 20)】

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。
※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。
※売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを提出してください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

(A区域 6 / 14 ~ 6 / 20分)

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式】

中小企業ですか？	
※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。	

はい	いいえ
令和元年又は令和2年いずれかの6月の売上高の合計は、2,499,990円(1日当たり83,333円)を越えますか？	売上高減少額方式をご利用ください

いいえ又は不明				
※令和2年6月2日以降に開業の場合は「新規開業店特例」へ				
令和元年又は令和2年いずれかの6月と令和3年の6月の売上高減少額が750万円(1日当たり25万円)を超えている場合は、売上高減少額方式も選択可能です。				
25,000円 × <table border="1"><tr><td>時短協力日数(7日)</td></tr><tr><td>日</td></tr></table> = <table border="1"><tr><td>当該店舗の支給額</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時短協力日数(7日)	日	当該店舗の支給額	円
時短協力日数(7日)				
日				
当該店舗の支給額				
円				
※定休日・休業日も支給対象です。				
<input type="checkbox"/> 上記内容で申請します				

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。
※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。

令和元年又は令和2年6月の売上高	令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上単価	
① 円	② 円	
÷ 30 日 × 0.3 =	千円単位切上	
	令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上単価	
	③ 円	
	【上限7.5万円】	
令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上単価	時短協力日数(7日)	当該店舗の支給額
③ 円	④ 日	⑤ 円
×		
	※定休日・休業日も支給対象です。	
<input type="checkbox"/> 上記内容で申請します		

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄(□)のみ入力可能です。
※□のセルで「チェック」と入力して変換すると、□が☑になります。

※課税事業者の場合は売上高は全て**税抜き**で記入してください。【別紙②(A区域6/1~6/13)】

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。
 ※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。
 ※売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを提出してください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書
【A区域 6/1~6/13分】

【売上高減少額方式】

令和元年又は令和2年いずれかの6月と比べて 令和3年の6月の売上高は減少していますか？	
はい	いいえ
↓	↓
	申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。
 ※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。

令和元年又は令和2年6月の売上高計	令和3年6月の売上高計	令和3年から令和元年又は令和2年6月の売上高減少
① 円	② 円	③ 円

令和3年から令和元年又は令和2年6月の売上高減少	÷ 30 日 × 0.4	令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上高減少単価
③ 円		④ 円

千円単位切上

令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上高減少単価
⑤ 円

令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上高減少単価	×	時短協力日数(13日)	=	当該店舗の支給額
⑤ 円 【上限20万円】		⑥ 日		⑦ 円

※定休日・休業日も支給対象です。

上記内容で申請します

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄(□)のみ入力可能です。
 ※□のセルで「チェック」と入力して変換すると、□が☑になります。

※課税事業者の場合は売上高は全て**税抜き**で記入してください。【別紙② (A区域6 / 14 ~ 6 / 20)】

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。
 ※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。
 ※売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを提出してください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書
 (A区域 6 / 14 ~ 6 / 20分)

【売上高減少額方式】

令和元年又は令和2年いずれかの6月と比べて 令和3年の6月の売上高は減少していますか？
--

はい

いいえ

申請できません

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。

令和元年又は令和2年6月の売上高計	令和3年6月の売上高計	令和3年から令和元年又は令和2年6月の売上高減少
① 円	② 円	③ 円

令和3年から令和元年又は令和2年6月の売上高減少	÷ 30 日 × 0.4 =	令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上高減少単価
③ 円		④ 円

千円単位切上

令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上高減少単価
⑤ 円

【上限額】 20万円又は令和元年若しくは令和2年6月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

令和元年又は令和2年6月の売上高計	÷ 30 日 × 0.3 =	令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上高の3割
① 円		⑥ 円

※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。

20万円又は⑥のいずれか低い額	= 上限額
⑦ 円	

千円単位切上

令和元年又は令和2年6月の1日当たりの売上高減少単価【上限あり】	×	時短協力日数 (7日)	=	当該店舗の支給額
⑧ 円		⑨ 日		⑩ 円

※定休日・休業日も支給対象です。

上記内容で申請します

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄 (□) のみ入力可能です。

※□のセルで「チェック」と入力して変換すると、□が☑になります。

※課税事業者の場合は売上高は全て**税抜き**で記入してください。【別紙②（A区域6 / 1～6 / 13）】

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

【A区域 6 / 1～6 / 13分】

【新規開業店（開業後1年未満の場合（令和2年6月2日以降に新規開業））の特例】

開業日		①	
開業日～令和3年5月31日※の売上高	円	÷	開業日～令和3年5月31日※の日数
②			③
		× 0.4	=
			④
			円
			千円単位切上
			当該店舗の売上単価
			⑤
			円
			【上限10万円 下限3万円】
当該店舗の売上単価	円	×	時短協力日数（13日）
⑤			⑥
			日
			=
			⑦
			円
<input type="checkbox"/> 上記内容で申請します			

※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。

※定休日・休業日も支給対象です。

※第1期からの継続申請は4月25日、第2期からの継続申請は5月8日

【新規開業店（時短営業の要請期間中（令和3年6月1日～令和3年6月20日）に新規開業）の特例】

当該店舗の売上単価	円	×	時短協力日数	日	=	当該店舗の支給額	円
①	(定額) 30,000		②			③	
<input type="checkbox"/> 上記内容で申請します							

※定休日・休業日も支給対象です。

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄（）のみ入力可能です。

※のセルで「チェック」と入力して変換すると、になります。

※課税事業主の場合は売上高は全て**税抜き**で記入してください。【別紙②（A区域6/14～6/20）】

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

(A区域 6/14～6/20分)

【新規開業店（開業後1年未満の場合（令和2年6月2日以降に新規開業））の特例】

開業日		
①		
開業日～令和3年5月31日※の売上高	開業日～令和3年5月31日※の日数	開業日～令和3年5月31日の1日当たり売上単価
② 円	③ 日	④ 円
$\text{②} \div \text{③} \times 0.3 = \text{④}$		
※売上高等は全て 税抜き で記入してください。		千円単位切上
		当該店舗の売上単価
		⑤ 円
		【上限7.5万円 下限2.5万円】
当該店舗の売上単価	時短協力日数（7日）	当該店舗の支給額
⑤ 円	⑥ 日	⑦ 円
$\text{⑤} \times \text{⑥} = \text{⑦}$		
		※定休日・休業日も支給対象です。
<input type="checkbox"/> 上記内容で申請します		

※第1期からの継続申請は4月25日、第2期からの継続申請は5月8日

【新規開業店（時短営業の要請期間中（令和3年6月14日～令和3年6月20日）に新規開業）の特例】

当該店舗の売上単価	時短協力日数	当該店舗の支給額
① (定額) 25,000 円	② 日	③ 円
$\text{①} \times \text{②} = \text{③}$		
		※定休日・休業日も支給対象です。
<input type="checkbox"/> 上記内容で申請します		

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄（）のみ入力可能です。

※のセルで「チェック」と入力して変換すると、になります。

申請者と飲食店（喫茶店）営業許可証の名義が異なる場合の理由書

協力金申請者の名義と、飲食店（喫茶店）営業許可証の名義が異なる理由
は以下のとおりです。

- ・ 次の①～④のいずれかに○をつけ、署名の上申請してください。
- ・ 理由を示す添付書類を忘れずに提出してください。

- ①【親族関係である場合】（添付書類：戸籍の写し）
- ②【業務委託契約を結んでいる場合】（添付書類：業務委託契約書の写し）
- ③【雇用契約を結んでいる場合】（添付書類：雇用契約書の写し）
- ④【その他の場合】（添付書類：理由を示す客観的な書類）

以下の記入欄に申請者と名義人が異なる理由を記入してください。

--

店舗名

申請者

誓約書

私は、三重県まん延防止等重点措置等に伴う営業時間短縮等の要請に基づき、「三重県飲食店時短要請協力金【第3期】」の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

1. 県の営業時間短縮等の要請に依っており、申請要件を全て満たしています。
2. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付書類に記載した内容に偽りはありません。また、本協力金の申請にあたって提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
3. 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
4. 本協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金を全額返還するとともに、店舗名を公表することに応じます。
5. 三重県から検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
7. 申請内容（個人情報含む）の取り扱いに関して、協力金の審査・支給に関する事務に限り、三重県が委託する事業者と共有することに同意します。また、営業に関して必要な許可等の申請書類について、行政機関等への申請情報等と照合することに同意します。
8. 申請に係る書類の一式を5年間保存します。
9. 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
10. 申請書に記載した店舗名を市町別に公表することに応じます。
11. 申請内容の不備等が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合は、三重県が、申請者は協力金の支給を受けることを辞退したものとみなすことに同意します。
12. 支給決定後、申請内容の不備等により支払いが完了せず、三重県が指定する期限までに連絡・確認ができない場合、三重県が、当該申請は取り下げられたものとみなすことに同意します。

令和3年 月 日

三重県知事 あて

法人本店所在地又は
個人自宅住所

法人名（法人のみ）

申請における法人の
代表者職・氏名又は
個人氏名

※ 必ず協力金支給申請書兼請求書に記載した法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

提出書類チェックシート

※このチェックシートも必ず提出してください※

申請者名（法人名又は個人氏名）：

書類		チェック欄	
申請様式	1	三重県飲食店時短要請協力金【第3期】支給申請書兼請求書 【第1号様式】 ・全3ページを作成していますか？※3ページ目を忘れず提出してください。 ・複数店舗を申請する場合は、第1号様式を1枚、その他は店舗ごとに作成してください。	<input type="checkbox"/>
	2	時短営業実施店舗 【別紙①】 ・対象となる全ての店舗について、1店舗につき1枚作成しましたか？	<input type="checkbox"/>
	3	店舗ごとの協力金支給申請額計算書【別紙②】 ・対象となる全ての店舗について、該当区域の用紙を使用して、1店舗につき1枚作成しましたか？ ・売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを添付しましたか？ ・課税事業者の場合は税抜きで記入していますか？	<input type="checkbox"/>
	4	誓約書 【第2号様式】 ・申請者本人が自署しましたか？	<input type="checkbox"/>
	5	提出書類チェックシート *本チェックシート ・添付書類はチェックシート順に並んでいますか？	<input type="checkbox"/>
店舗に関する添付書類	6	飲食店営業許可証の写し ※第1期及び第2期提出分の有効期間に第2期の要請期間が含まれている場合は省略できます。 ・申請者本人名義の許可証ですか？ ・申請者本人名義と異なる場合は、別紙③及び業務委託契約書等、関係性を公的に証明できる書類を添付しましたか？ ・対象となる全ての店舗分の写しを添付しましたか？	<input type="checkbox"/>
	7	通常の営業時間が分かる資料の写し 〈貼付台紙1〉 ※第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。 ・時短営業前から対外的に周知していた通常の営業時間が分かる資料ですか？ ・対象となる全ての店舗分の写しを添付しましたか？	<input type="checkbox"/>
	8	時短営業等を行ったことが分かる貼紙の写し又は当該貼紙を貼付した店舗写真 〈貼付台紙2〉 ・三重県の要請に応じたこと、実施期間、通常の営業時間、時短営業期間中の営業時間（又は休業していること）、店舗名が分かる内容になっていますか？ ・対象となる全ての店舗分の写しを添付しましたか？	<input type="checkbox"/>
	9	店舗の外観写真 〈貼付台紙3〉 ※第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。 ・店舗全体と店舗名が判別できる写真ですか？ ・時短営業を周知する貼紙が掲示されている様子が分かる写真ですか？ ・令和3年6月1日以降に撮影した写真ですか？ ・対象となる全ての店舗分の写真を添付しましたか？	<input type="checkbox"/>
	10	店舗の内観写真 〈貼付台紙4〉 ※第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。 ・店内全体と飲食スペースが判別できる写真ですか？ ・令和3年6月1日以降に撮影した写真ですか？ ・対象となる全ての店舗分の写真を添付しましたか？	<input type="checkbox"/>

申請者に関する添付書類	11	<p>本人確認書類の写し 〈貼付台紙5〉</p> <p>※第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者（法人の場合は代表者）本人の氏名、生年月日、現住所が確認できますか？ ・住所変更があった場合、変更後の現住所が記載されていますか？ 	<input type="checkbox"/>
	12	<p>通帳の写し 〈貼付台紙6〉</p> <p>※第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座ですか？ ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（漢字、フリガナ）が確認できる部分ですか？ 	<input type="checkbox"/>
	13	<p>【売上高方式の場合】</p> <p>○令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書（別表一）及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し（個人事業主の場合は所得税の申告書B（第一表）の写し）</p> <p>※第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。</p> <p>○確定申告書と同じ年の6月分の売上台帳（省略不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上台帳には、年月や、売上高の合計額とその内訳（月ごとの売上額）を明確に記載していますか？ ・対象となる全ての店舗分の写しを添付しましたか？ ・飲食業と他の事業を実施している場合は、飲食業のみの売上高が分かるようになっていますか？ <p>■新規開業の場合（令和2年6月2日以降開業の場合）</p> <p>○「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等の届出書」</p> <p>※第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。</p> <p>○開業日から令和3年6月分までの売上台帳（令和3年6月1日以降開業の場合は不要）（省略不可）</p> <p>【売上高減少額方式の場合】</p> <p>○令和2年又は令和元年の確定申告書「法人税の申告書（別表一）及び「法人事業概況説明書（2枚〈両面〉）」の写し（個人事業主の場合は所得税の申告書B（第一表）の写し）</p> <p>※第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。</p> <p>○確定申告書と同じ年の6月分の売上台帳（省略不可）</p> <p>○令和3年6月分の売上台帳（省略不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上台帳には、年月や、売上高の合計額とその内訳（月ごとの売上額）を明確に記載していますか？ ・対象となる全ての店舗分の写しを添付しましたか？ ・飲食業と他の事業を実施している場合は、飲食業のみの売上高が分かるようになっています 	<input type="checkbox"/>

<p>* 三重県時短要請協力金（第1期及び第2期）の申請において提出済みの下記の書類は省略します。（○を記入してください）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">6. 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し</td> <td style="width: 50%;">7. 通常の営業時間がわかる資料の写し</td> </tr> <tr> <td>9. 店舗の外観写真</td> <td>10. 店舗の内観写真</td> </tr> <tr> <td>11. 本人確認書類の写し</td> <td>12. 通帳の写し</td> </tr> <tr> <td>13. 確定申告書</td> <td></td> </tr> </table>	6. 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し	7. 通常の営業時間がわかる資料の写し	9. 店舗の外観写真	10. 店舗の内観写真	11. 本人確認書類の写し	12. 通帳の写し	13. 確定申告書		<input type="checkbox"/>
6. 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し	7. 通常の営業時間がわかる資料の写し								
9. 店舗の外観写真	10. 店舗の内観写真								
11. 本人確認書類の写し	12. 通帳の写し								
13. 確定申告書									
<p>* 上記の提出書類の中で、記載内容が不鮮明なものはありませんか？（不鮮明な場合は、差替を求めます。）</p>	<input type="checkbox"/>								
<p>* 上記の提出書類を全て整え、チェック欄にチェックが入ったことを確認しました。</p>	<input type="checkbox"/>								

店舗名：

※別紙①及び別紙②の店舗名と記載
を合わせてください。

通常の営業時間が分かる資料の写しを貼り付けてください。

※新規申請者のみ提出してください。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。)

※A4サイズに満たない大きさの資料(写真等)の場合にご使用ください。

※複数の対象店舗を有する場合は、この台紙をコピーして店舗ごとに作成してください。

店舗名：

※別紙①及び別紙②の店舗名と記載を合わせてください。

時短営業を実施したことが分かる貼り紙の写し又は当該貼り紙を貼付した店舗写真を貼り付けてください。

※時短営業の内容が記載されているか、貼付された貼り紙の時短営業の内容が分かる写真かどうか、改めてご確認ください。

※令和3年6月1日以降に撮影した写真を貼り付けてください。

※複数の対象店舗を有する場合は、この台紙をコピーして店舗ごとに作成してください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

※貼り切れない場合は、必要に応じてこの台紙をコピーしてください。

店舗名：

※別紙①及び別紙②の店舗名と記載を合わせてください。

店舗の外観写真を貼り付けてください。

※新規申請者のみ提出してください。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。)

※店舗全体、店舗名等が分かる写真かどうか、
改めてご確認ください。

※令和3年6月1日以降に撮影した写真を貼り付けてください。

※複数の対象店舗を有する場合は、この台紙をコピーして店舗ごとに作成してください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

※貼り切れない場合は、必要に応じてこの台紙をコピーしてください。

店舗名：

※別紙①及び別紙②の店舗名と記載
を合わせてください。

店舗の内観写真を貼り付けてください。

※新規申請者のみ提出してください。(第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。)

※店内全体、飲食スペースが分かる写真かどうか、改めてご確認ください。

※令和3年6月1日以降に撮影した写真を貼り付けてください。

※複数の対象店舗を有する場合は、この台紙をコピーして店舗ごとに作成してください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

※貼り切れない場合は、必要に応じてこの台紙をコピーしてください。

申請者名（法人名又は個人氏名）：

運転免許証の写しの場合
オモテ面貼付位置

本人確認書類の写しを貼り付けてください。

※新規申請者のみ提出してください。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。）

※住所変更があった場合は、変更後の現住所が分かる部分も貼り付けてください。

※マイナンバーカード等、マイナンバーが記載されている書類を添付いただく場合、絶対にマイナンバーが
写り込まないようにしてください。

※枠内に収まるように貼り付けてください。

運転免許証の写しの場合
ウラ面貼付位置

申請者名（法人名又は個人氏名）：

貼付台紙 6

通帳のオモテ面の写しを貼り付けてください。

※新規申請者のみ提出してください。（第1期及び第2期からの継続申請者は省略できます。）

※枠内に収まるように貼り付けてください。

通帳の1・2ページ目の写しを貼り付けてください。